訪問看護ステーション　とみまち運営規程

第１条

財団法人河田病院が開設する訪問看護ステーションが行う指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護予防サービスを必要とする利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

（運営の方針）

第２条

１　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう療養上の目標を設定し計画的に看護を行うと共に自ら提供する看護の質の評価を行い常にその改善を図る。

２　サービスの提供にあたっては、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法で適切な働きかけを行い、利用者がその有する能力を最大限活用することが出来るよう努める。

３　事業の実施に当たっては、主治医・居宅介護支援事業者・関係市町村など、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名称　　訪問看護ステーション　とみまち

（２）　所在地　岡山市北区富町２丁目１６－２７

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　看護師　１名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

（２）看護職員　：看護師又は准看護師　３人以上（管理者含む）　　訪問看護計画書及び報告書を看護師（准看護師を除く）が作成し、訪問看護を担当する。

（３）理学療法士、作業療法士：必要に応じて配置する。

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間）

第５条　ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から土曜日までとする。ただし国民の祝祭日、１２月３０日から１月３日までをのぞく。

（２）営業時間　午前８時 30 分から午後５時までとする

（３）電話による連絡は、24 時間連絡が可能な体制とする。

（４）緊急時訪問看護が可能な体制とする。

（通常の事業の実施地域）

第６条　ステーションの通常の事業実施地域は岡山市内（ただし、足守・上道・西大寺・山南・御津・灘崎・建部・瀬戸の各中学校区を除く）とする。

（指定訪問看護の提供方法）

第７条　指定訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

（１）要介護認定者等で訪問看護の希望者は、居宅介護支援事業者に申し込み、かかりつけの医師が交付した訪問看護の指示に基づいて、訪問看護計画書を作成し指定訪問看護を実施する。

（２）利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、居宅介護支援事業者を紹介、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。

（指定訪問看護の内容）

第８条　指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

（１）病状・障害の観察

（２）清拭・洗髪等による清潔の保持

（３）食事及び排泄等日常生活の世話

（４）褥瘡の予防・処置

（５）リハビリテーション

（６）精神的看護

（７）ターミナルケア

（８）家族・介護者への支援

（９）療養生活や介護方法の指導

（１０）医療機器等の管理

（１１）その他医師の指示による医療処置

（緊急時、事故発生時などにおける対応方法）

第９条の１　看護師等は、指定訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。

主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

２　看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医及び担当の介護支援専門員に報告しなければならない。

第９条の２　ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２　ステーションは、サービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３　ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止のための措置）

第１０条　ステーションは、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

（１）　虐待防止に関する責任者の選定

（２）　従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施

（３）　その他虐待防止のために必要な措置

２ステーションは、指定訪問看護の提供に当たり、当該ステーションの看護師または養護者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第１１条　ステーションは、適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用出来るように支援を行うものとする。

（苦情解決体制の整備）

第１２条　ステーションは、指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

２ステーションは指定訪問看護の提供に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３ステーションは、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査

に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（利用料等）

第１３条　訪問看護を提供した場合、基本利用料は、介護保険法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

２　訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の了解を得ることとする。

３　ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の支払いを利用者から受けるものとする。

１）　交通費

２）保険適用外の訪問

３）超過料金

４）訪問看護と連携して行われる死後の処置

５）キャンセル料

（その他運営についての留意点）

第１４条　ステーションは、指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

２　訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質の向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務態勢を整備する。

３　職員は業務上知り得た秘密を保持する。

４　この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は財団法人河田病院理事会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成２７年　８月　１日から施行する。